

岐阜県公報

第 二 百 一 号
令 和 三 年 五 月 十 四 日
(金曜日)

目 次

告 示

- 自動車税種別割の減免申請期限の延長
- 保安林に指定する予定である旨の通知
- 建築基準法に基づく道路の位置指定
- 土地改良区役員の退任及び就任
- 土地改良区役員の退任及び就任
- 落札者等に関する公示

公 示

- (税 務 課) 二九五^{ペー}
- (治 山 課) 二九五
- (建 築 指 導 課) 二九七
- (西濃農林事務所) 二九八
- (飛騨農林事務所) 三〇〇
- (可茂特別支援学校) 三〇一

告 示

岐阜県告示第二百十五号

岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号。以下「条例」という。)第十二
条第一項の規定により、令和三年度の条例第八十五条の第二項(第三号に係る部分に
限る。)の規定による自動車税の種別割(条例第七十八条第二項に規定する方法により
徴収するものを除く。)の減免の申請に関する期限を令和三年六月三十日まで延長する。

令和三年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第二百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
下呂市宮地字炭ガマ二二三の五二から二二三の五五まで
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町桜洞字いら洞一六八九の四一、一六八九の四六、一六八九の四八、一六八九の五三、一六八九の五四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市馬瀬井谷字馬渡り一二五の一、字井ノ下五三三の三、字梨ヶ野五四七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡七宗町川並字榎左古毛三三五（次の図に示す部分に限る。）、三三八、三三九

三四〇の四から三四〇の六まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字榎左古毛三三五・三三九・三四〇の五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町黒川字小鳥屋八〇九八、八一〇二、八一〇四、八一〇九から八一二一まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小鳥屋八〇九八・八一〇二・八一〇四・八一一一・八一二二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百二十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

令和三年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜・西濃建築事務所長

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	指 定 日 月 年
瑞穂市牛牧字五反田四六七番四及び瑞穂市所管法定外公共物（水路）	四・八五	三〇・五〇	岐阜県指令 九七号の一	令和 三・二・二四
羽島郡岐南町若宮地二丁目一七四番四	四・三九 五・三九	二〇・七	岐阜県指令 九七号の二	同 一・二三
山県市大字高富字中島四五九番一	五・五六	二六・〇五	岐阜県指令 九七号の二	同 一・一九

東濃建築事務所長						東濃建築事務所長							
瑞穂市本田字御野立六〇三番二の一部及び六〇三番四						四・八五	三五・〇〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三〇	岐西建築第二令九七号の二	同	一・二〇
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字御野立六〇三番二の一部及び六〇三番四						四・八五	三五・〇〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三〇	岐西建築第二令九七号の二	同	一・二〇
中濃建築事務所長						東濃建築事務所長							
瑞穂市本田字御野立六〇三番二の一部及び六〇三番四						四・八五	三五・〇〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三〇	岐西建築第二令九七号の二	同	一・二〇
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字御野立六〇三番二の一部及び六〇三番四						四・八五	三五・〇〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三〇	岐西建築第二令九七号の二	同	一・二〇
中濃建築事務所長						東濃建築事務所長							
瑞穂市本田字御野立六〇三番二の一部及び六〇三番四						四・八五	三五・〇〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三〇	岐西建築第二令九七号の二	同	一・二〇
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇	七二・〇八	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二四	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市本田字大門七三四番四						四・八三	三四・九〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇〇番四						五・八二	三四・五〇	岐西建築第二令九七号の二	同	三・三	岐西建築第二令九七号の二	同	三・二
本巣市宗慶字村前八六番四						六・〇〇							

[illegible]

同 橋本省三同 大巻 一五七七番地
同 七里 栄同 大巻 五五一五番地二

○土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和三年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
土改良区	令和三年五月十四日	理事	野村 永一	養老郡養老町高田 四〇九番地
養老町高田土地改良区	令和三年五月十四日	理事	佐藤 嘉但	高田 五二七番地一
		同	川瀬 幸男	高田 一〇三二番地一
		同	森川 守夫	高田 八二一番地一
		同	野村 正美	押越 六三一番地一
		同	佐藤 薫	高田 五二四番地
		同	中川 実雄	高田 六二〇番地
		同	細川 泰生	高田 五七四番地
		同	佐藤 勝美	高田 九六〇番地二
		同	川瀬 博	高田 一〇九六番地
		同	川瀬 征之	高田 一一四六番地一
		同	平井 金吾	烏江 一三三一番地一
		同	西脇 英樹	西岩道 二七番地
		監事	高木 正夫	烏江 九三三番地二

就任した役員

同 中村 芳一同 高田 三八一番地四
同 近藤 等 同 上之郷 二三五番地

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	名 住 所
土改良区	令和三年五月十四日	理事	野村 永一	養老郡養老町高田 四〇九番地
養老町高田土地改良区	令和三年五月十四日	同	大橋 孝雄	烏江 九二〇番地二
		同	高木 武雄	烏江 二四四番地三
		同	川瀬 昇	烏江 六二六番地二
		同	川瀬 幸男	高田 一〇三二番地一
		同	佐藤 薫	高田 五二四番地
		同	高木 政弘	高田 一一一四番地一
		同	細川 泰生	高田 五七四番地
		同	伊藤 勝美	高田 三七〇番地二
		同	川瀬 征之	高田 一一四六番地一
		同	藤井 芳喜	高田 五二二番地一
		同	西脇 英樹	西岩道 二七番地
		監事	佐藤 勝美	高田 九六〇番地二
		同	細川 涉	高田 四三〇番地
		同	伊藤 哲男	押越 三三五番地一

○土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和三年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土
地
改
良
区
名

飛騨東部
土地改良
区

令和
三・三・三

年月日

役名

氏名

住

所

理事長 滑谷 重和 高山市丹生川町大萱二三八一番地一

副理事 中島 健次 同 岩井町 一三三八番地

代表監事 砂田 和幸 同 岩井町 一三四五番地

監事 田上 晃 同 丹生川町瓜田 二三〇番地

同 藍田 久長 同 朝日町西洞 八〇〇番地

會計担当理事 中野 俊彦 同 江名子町 一三二四番地一

理事 中島 久則 同 松本町 一三五六番地

同 間 達也 同 江名子町 四三三五番地

同 鍛冶谷 昭夫 同 三〇六三番地

同 山下 昭平 同 四三三七番地

同 坂本 徳造 同 一五五番地

同 陣出 清蔵 同 滝町 二〇〇七番地二

同 中田 清 同 二四番地一

同 山本 高広 同 中切町 七〇八番地

同 増田 智司 同 丹生川町町方 一三三三番地

同 森 真一郎 同 板殿 七五一番地一

同 川上 和貴 同 江名子町 三八二二番地

同 田口 英生 同 久々野町大西 九八八番地

同 西本 隆司 同 朝日町小瀬 五三二番地

就任した役員

土
地
改
良
区
名

年月日

役名

氏名

住

所

飛騨東部
土地改良
区

令和
三・四・一

理事長 中野 一光 高山市朝日町西洞 一二八二番地

副理事 平野 善之 同 松之本町 二三一五番地

代表監事 岩島 孫康 同 丹生川町山口 二八六番地

同 中島 久則 同 松本町 一三五六番地

監事 垣内 久史 同 丹生川町町方 七三一番地二
市宮町方野中住宅一〇二号室

同 中林 昌治 同 久々野町久々野二四五〇番地一

員外監事 洞口 正秋 同 片野町五丁目二一〇番地一一

會計担当理事 坂口 光敏 同 上切町 五三二番地一

理事 都竹 尚樹 同 上岡本町八丁目三九一番地一

同 日野 浩行 同 江名子町 三三一九番地

同 小林 紀博 同 四三二一番地

同 脇坂 政幸 同 丹生川町町方 六六〇番地三

同 和田 明 同 滝町 一九七七番地

同 平岡 誠治 同 岩井町 二五三九番地

同 上森 由紀男 同 中切町 九六〇番地

同 橋場 陽治 同 丹生川町新張二九五二番地七九

同 水上 邦雄 同 瓜田 一六二番地一

同 田口 英生 同 久々野町大西 九八八番地

同 川上 和貴 同 江名子町 三八二二番地

同 藍田 久長 同 朝日町西洞 八〇〇番地

同 西本 隆司 同 小瀬 五三二番地

〇落札者等に関する公示

岐阜県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第

百二十号) 第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。
令和三年五月十四日

岐阜県知事 古 田 善

- 1 調達役務の名称及び数量 令和3年度新型コロナウイルス感染症対策に係る岐阜県立可茂特別支援学校通学用バス借上げ及び運行業務(年間契約) 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 令和3年3月25日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 可児市土田5343番地
株式会社ポルテ
代表取締役 山田 真一
- 6 契約金額 42,240,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県立可茂特別支援学校 事務室
(2) 所 在 地 美濃加茂市牧野2007-1

令和三年五月十四日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三一 岐阜文芸社